

特別定額給付金給付事業について

1 概要

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金」を支給するもの。

2 対象者

基準日（令和2年4月27日）に、宇治市に住民票がある方

3 支給額

対象者1人につき 10万円（申請・受給権者はその者の属する世帯の世帯主）

4 申請・支給方法

（1）申請方法

人と人の接触を避けるため、原則として次の①②いずれかの方法により申請

① 郵送申請

② オンライン申請（マイナポータルを利用）

（2）支給方法

原則として世帯主（申請者）名義の口座への振込

5 申請期限

郵送申請分の申請受付開始日から3か月（8月下旬を予定）

6 本市のスケジュール（予定）

5月11日 オンライン申請受付開始

5月25日 専用コールセンター・来庁相談窓口開設

5月下旬 申請書発送、オンライン申請分支給開始、市政だより号外発行

6月中旬 郵送申請分支給開始

8月下旬 申請期限

7 広報

ホームページのほか、5月下旬に市政だより号外を発行予定

8 相談窓口

(1) 特別定額給付金専用コールセンター

- ・5月25日（月）から開設予定
- ・フリーダイヤル 0120-74-0774（5月25日～開通予定）
- ・市役所開庁日の9時～17時

※ 総務省コールセンター（フリーダイヤル 0120-26-0020）は、土日祝も含めて9時～18時30分（5月1日～開設済）

(2) 来庁相談窓口

- ・感染拡大防止のため、やむを得ない理由がある場合に限り、5月25日（月）から庁舎1階市民交流ロビーで対応予定
（5月11日から設置している総合案内窓口を機能拡充して実施）
- ・市役所開庁日の9時～17時

9 その他

- ・DV避難者が実際に居住している市町村で給付金を受けることができるよう、事前申出期間（4月24日～30日）後も、引き続き、危機管理室で申出を受付中。